

指定難病の患者の皆さまへ

公共施設の利用料金が**無料**または**割引**になります

令和7年4月1日から、県有施設で受給者証等を提示すると**指定難病患者の施設利用料金が無料または割引**になります。

対象者

- ・ 指定難病の患者本人
(患者を介護する方1人が無料または割引の対象となる施設もあります)

必要な手続

- ・ **特定医療費（指定難病）受給者証** または **登録者証** を施設窓口で提示してください。
- ・ 紙の証明書をお持ちでない方は、マイナポータル「わたしの情報」から表示できます。



対象施設

(令和7年4月1日時点)

- ・ 静岡県立水泳場
- ・ 静岡県富士水泳場
- ・ 静岡県武道館
- ・ 静岡県立美術館
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアム
- ・ 富士山世界遺産センター
- ・ ふじのくに茶の都ミュージアム
- ・ 水産・海洋技術研究所富士養鱒場
- ・ 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設ウォット
- ・ 焼津青少年の家 (学校行事に限る)
- ・ 観音山少年自然の家 (//)
- ・ 三ヶ日青年の家 (//)
- ・ 朝霧野外活動センター (//)
- ・ 県民の森
- ・ 県立森林公園森の家
- ・ 富士山こどもの国
- ・ 浜名湖ガーデンパーク



静岡県ホームページ

最新の対象施設は、静岡県公式ホームページから確認できます。

問合せ先 (難病対策に関すること) 静岡県疾病対策課 TEL:054-221-3393
(施設利用に関すること) 各施設の利用窓口